

令和7年御殿場市議会
第2回臨時会議案資料

件名	頁
承認第5号・第6号関係共通資料	1
承認第7号関係資料	2
議案第41号関係資料	4

承認第 5 号・第 6 号関係共通資料

御殿場市税賦課徴収条例 御殿場市都市計画税条例 } の改正概要

1 背景

本件は、令和 7 年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、市民税、軽自動車税、市たばこ税、固定資産税及び都市計画税の賦課徴収に関する諸規定を見直す必要が生じたことから、御殿場市税賦課徴収条例及び御殿場市都市計画税条例について、所要の改正を行ったものです。

2 改正内容

(1) 公示送達制度関係

公示事項について、インターネットを利用する方法により閲覧することができるようにするための規定の追加

(2) 市民税関係

個人市民税について、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備

(3) 軽自動車税関係

種別割について、標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正及び減免申請に係る運転免許証の提示に関する規定の整備

(4) 固定資産税及び都市計画税関係

特定マンションに係る特例適用に関する要件の追加及び引用法令の項ずれの改正

(5) 市たばこ税関係

加熱式たばこに係る課税標準の特例に関する規定の追加

3 施行日

(1) 原則 令和 7 年 4 月 1 日（次に掲げるものを除く。）

(2) 公示送達制度関係 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

(3) 市民税関係 令和 8 年 1 月 1 日

(4) 市たばこ税関係 令和 8 年 4 月 1 日

御殿場市国民健康保険税条例の改正概要

1 背景

低所得者階層に対する国民健康保険税の負担の軽減を図るため、納税義務者及び世帯に属する被保険者の所得の合算額が一定額以下の場合には、被保険者均等割額及び世帯別平等割額について、地方税法施行令で定める基準に従い、条例で定める額を軽減した後に賦課しています。今回、令和 7 年 3 月 31 日に公布された地方税法施行令の一部改正により、軽減対象となる所得基準額が引き上げられ、軽減対象世帯の拡大が図られました。

これらに伴い、関連する御殿場市国民健康保険税条例について、所要の改正を行ったものです。

2 改正内容

(1) 5 割軽減の拡大（軽減対象となる所得基準額の引き上げ）

【従前】 基準額 43 万円＋給与所得者等の数（※1）－1×10 万円
＋29.5 万円× 被保険者数（※2）
（具体例 3 人世帯の場合：給与収入 約 199 万円（未満））

【改正後】 基準額 43 万円＋給与所得者等の数（※1）－1×10 万円
＋30.5 万円× 被保険者数（※2）
（具体例 3 人世帯の場合：給与収入 約 203 万円（未満））

(2) 2 割軽減の拡大（軽減対象となる所得基準額の引き上げ）

【従前】 基準額 43 万円＋給与所得者等の数（※1）－1×10 万円
＋54.5 万円× 被保険者数（※2）
（具体例 3 人世帯の場合：給与収入 約 306 万円（未満））

【改正後】 基準額 43 万円＋給与所得者等の数（※1）－1×10 万円
＋56 万円× 被保険者数（※2）
（具体例 3 人世帯の場合：給与収入 約 313 万円（未満））

（※7 割軽減は従前のおり 基準額 43 万円以下）

※1 一定の給与所得者（給与収入 55 万円超）及び公的年金等に係る所得を有する者
（公的年金等の収入金額 60 万円超（65 歳未満）又は 110 万円超（65 歳以上））

※2 同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した被保険者を含む。

(参考) 令和7年度国保税率・税額(均等割額2分の1軽減適用)

区分 内容	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 ※40歳以上65歳未満	計 (介護納付金分含む)
◆所得割額	6.0%	2.3%	2.0%	10.3%
◆被保険者均等割額	12,000 円	4,800 円	7,200 円	24,000 円
○7割軽減(軽減後税額)	3,600 円	1,440 円	2,160 円	7,200 円
○5割軽減(軽減後税額)	6,000 円	2,400 円	3,600 円	12,000 円
○2割軽減(軽減後税額)	9,600 円	3,840 円	5,760 円	19,200 円
◆世帯平等割額 ※特定世帯及び特定継続世帯以外	21,600 円	7,800 円		29,400 円
○7割軽減(軽減後税額)	6,480 円	2,340 円		8,820 円
○5割軽減(軽減後税額)	10,800 円	3,900 円		14,700 円
○2割軽減(軽減後税額)	17,280 円	6,240 円		23,520 円

議案第 4 1 号関係資料

富士山 木のおもちゃ美術館整備建築工事の概要

1 事業の経緯

御殿場市は、SDGs の理念に基づき、「ごてんば木育推進宣言」及び「御殿場市木育推進基本構想」を策定することで、森林資源の保全・活用及び地域経済の活性化を図り、御殿場らしい人づくり・まちづくりに繋がる「木育」を推進しています。

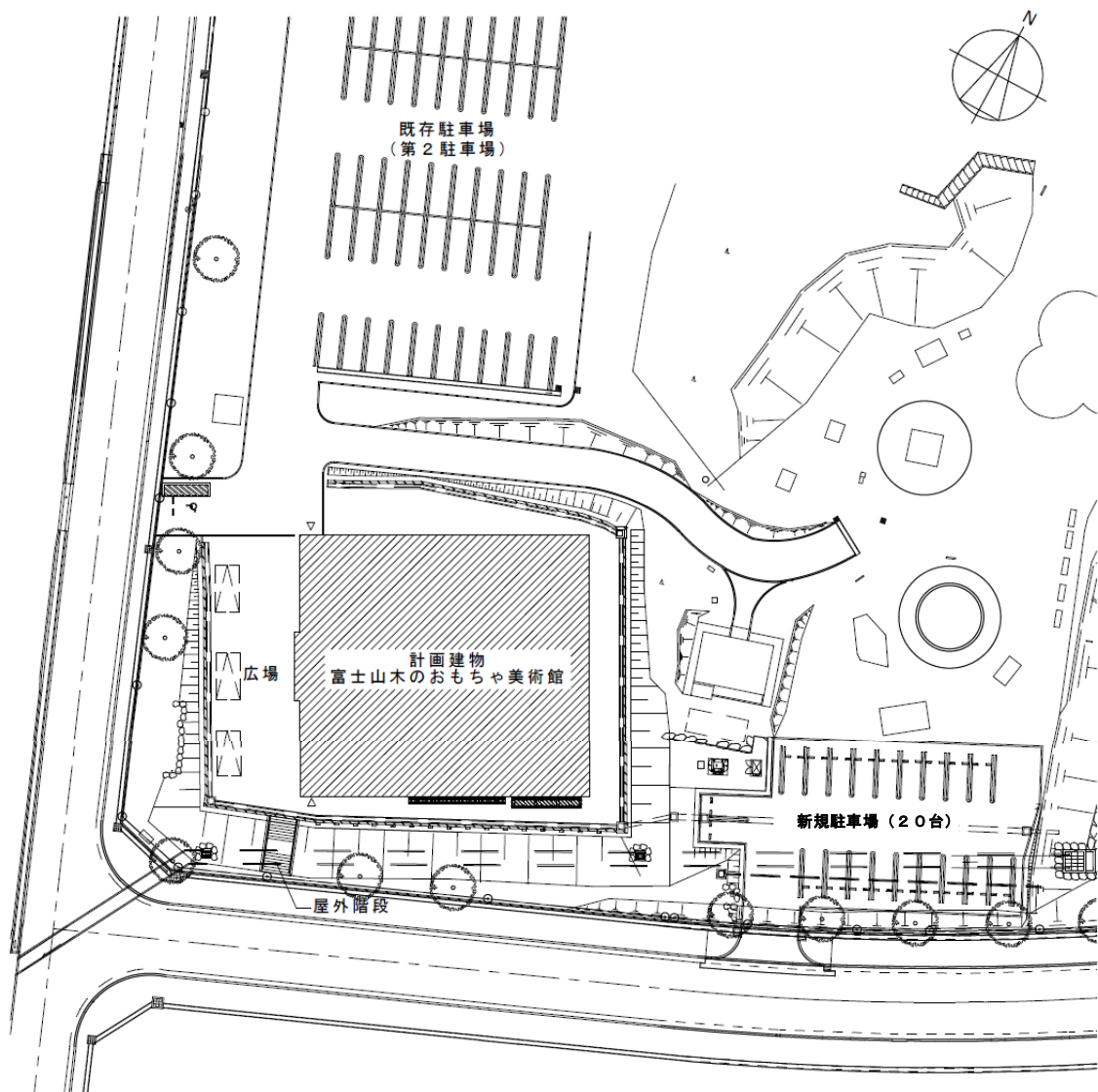
令和 5 年 10 月からは、これらの宣言・構想に基づき、「木とふれあう」「木に親しみを持つ」「木に学ぶ」ことができる「木育」環境の提供を目指して、富士山 木のおもちゃ美術館の基本・実施設計に取り組んでまいりました。

この度、富士山 木のおもちゃ美術館の実施設計が完了したため、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて、おもちゃ美術館の整備工事を実施するものです。

2 工事の概要

(1) 工 事 名 称	富士山 木のおもちゃ美術館整備建築工事
(2) 完 成 期 限	令和 8 年 3 月 16 日
(3) 工 事 箇 所	御殿場市印野地内 富士山樹空の森敷地内
(4) 建築工事内容	
施 設 名 称	富士山 木のおもちゃ美術館
構 造 ・ 階 数	鉄骨造 地上 2 階建て
建 築 面 積	937.05㎡
延 床 面 積	1,385.80㎡
主 要 諸 室	1 階：富士のもりひろば、赤ちゃん木育ひろば 木育こうぼう、事務室 2 階：富士のさとひろば
外 部 仕 上 げ	屋根：ガルバリウム鋼板 横葺 外壁：押出成形セメント板 フッ素樹脂塗装
内 部 仕 上 げ	床：ヒノキ板フローリング張り t30 壁：ビニルクロス貼り 天井：ビニルクロス貼り、ロックウール化粧吸音板

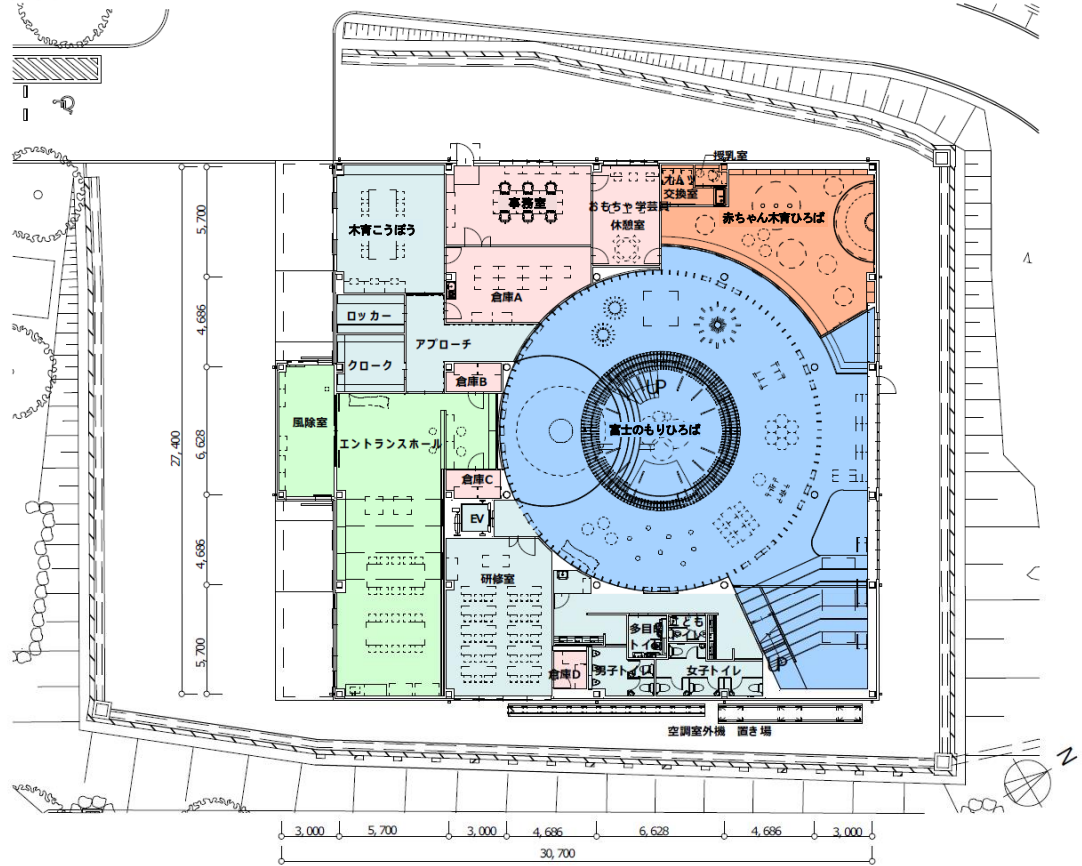
配置計画図



外観 イメージパース ※ 外観については現計画をイメージしており今後変更となる場合があります。



1F平面図



1階 イメージパース ※ 内観については現計画をイメージしており今後変更となる場合があります。



↑ エントランス



↑ アプローチ



↑ 富士のもりひろば



↑ 赤ちゃん木育ひろば

2階平面図



2 階 イメージパス ※ 内観については現計画をイメージしており今後変更となる場合があります。



↑ ごっこ遊び小屋



↑ 屋外デッキ

